

刊行の趣旨

日本社会保障法学会は、2001年に「21世紀の社会保障を展望する」と題してはじめての講座を刊行した。その後10年がたった。この10年の間に、リーマン・ショックといわれる経済危機が世界を襲ったことをはじめとして、日本でも非正規雇用が雇用労働者の3分の1を占めるに至るという日本の雇用状況と生活状況の急激な変化と貧困問題の顕在化が進んでいる。また、社会保障関係立法も、医療、年金、介護、社会福祉諸法あるいは労災保険法や雇用保険法もさまざまな改正が行われてきているとともに、児童虐待防止法、DV防止法、高齢者虐待防止法の制定・施行もされている。また社会保障に関する裁判例も次第に蓄積され、注目すべき裁判例も新たに現れている。

日本社会保障法学会は、1982年に創設され、それ以後、「社会保障法に関する研究を推進し、国民の健康にして文化的な生活の確保に貢献すること」（日本社会保障法学会規約第3条）を目的として活動してきた。こうした学会の目的を踏まえて、前回の講座刊行後の急激な変化を、人権保障の視点から問題の所在を解明し、今後の社会保障制度の構築に資することを目指して、日本社会保障法学会として改めて講座を刊行することとした。

前回講座が社会保障制度全般にわたる問題を網羅的に取り上げることを目指したのに対して、今回は、この10年の間に焦点となっている課題を中心に論点を設定することとした。そして講座全体として3巻編成とし、総論の巻を独自に設けず、各巻ごとにそれぞれの巻のテーマと取り上げる論点について簡単な概観を付すことにした。

経済状況や雇用状況などの急激な変化だけでなく、政権交代など政治的状況も変動している。そして2011年3月11日には東日本大震災と福島第一原発事故が発生した。こうした社会的にも政治的にも急激な変化が進んでいる中、社会保障立法について確実な見通しを立てることは大変困難と言わざるを得ない。そうした時期に、学会として講座を刊行することはある意味で冒険である。し

かしあえて学会として新・講座を出して世に問うことは、それがまた社会保障の権利の確立を目指す日本社会保障法学会としての「不断の努力」（憲法12条）でもあると考える。本講座に収めた論考の中には、執筆時点と刊行時点の間に立法その他の変化が生じている場合がある。その点については、読者各位には、今回の講座刊行の趣旨をご理解いただければ幸いである。

今回の講座が、日本の社会保障の発展に貢献し、人々が安心して暮らせる社会をつくりだすことにつとめを願ってやまない。

2012年 初夏

日本社会保障法学会 新・講座編集委員会

総括編集委員 木下 秀雄
第1巻編集委員 岩村 正彦
西村健一郎
新田 秀樹
第2巻編集委員 大曾根 寛
河野 正輝
本澤巳代子
第3巻編集委員 井上 英夫
菊池 騰実
林 弘子